

会議記録（１）

会 議 名 称	北本市農業委員会 1 月定例総会
開 会 及 び 閉 会 日 時	開会 令和 8 年 1 月 2 6 日（月）午前 1 0 時 0 0 分 閉会 令和 8 年 1 月 2 6 日（月）午前 1 1 時 1 0 分
開 催 場 所	市役所 3 階 会議室 3－F
議 長 氏 名	横 山 信
出 席 委 員（者）氏 名	農業委員 1 新 井 保 好 8 大 島 隆 義 2 伊 藤 治 9 清 水 喜美子 3 新 井 信 洋 1 0 渡 邊 大 之 4 横 山 信 1 1 内 田 泰 宏 5 吉 野 満咲実 1 2 湯 澤 美 恵 6 加 藤 正 雄 7 加 藤 浩 推進委員 1 荒 井 利 夫 2 加 藤 秀 明 3 諏 訪 光 雄 4 田 島 道 夫 5 新 井 良 和
欠 席 委 員（者）氏 名	1 3 山 本 浩 之
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	農業委員会 事務局長 深 谷 知 行 主 幹 加 藤 仁 一 主 査 安 藤 裕 也
事 務 局 職 員 職 ・ 氏 名	事務局長 深 谷 知 行 主 幹 加 藤 仁 一 主 査 安 藤 裕 也 主 事 江 澤 海 音
会議資料	別紙のとおり
配布資料	■ 1 月定例総会次第 ■ 第 1 回北本市農業委員会提出議案

会議記録（２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	１ 開会
深谷事務局長	皆様こんにちは。
	定刻となりましたので、１月の定例総会を開催させていただきます。
	ただいまの出席委員につきましては、農業委員１３名中、１１名で過半数であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規程に基づき、会議は成立していますことを報告致します。
	また、農地利用最適化推進委員５名が、出席していますことを報告致します。
	それでは、議事の方に入りますが、会議規則第４条の規定により、議事の進行は会長となりますので、横山会長にご挨拶をいただきましてから、議事の進行をよろしくお願いします。
横 山 会 長	（あいさつ）
	２ 議事録署名委員の選出及び会議の公開
議 長	最初に議事録の署名人ですが、１１番内田泰宏委員と１２番湯澤美恵委員にお願いいたします。
	３ 議案
議 長	それでは、議案書に添って進めていきます。
	議案書３ページ、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」と議案書５ページ、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」については、申請者が同一であり、申請内容が営農型太陽光発電に関連する議案ですので説明と採択を一括で行います。それでは、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	この営農型太陽光発電施設は、毎年提出されている「農作物の生産に係る状況報告書」から、太陽光発電の下部で営農するための条件である、地域の平均単収の８割を保ち、営農は順調に推移しております。また、農地の状況を確認したところ周辺農地へ被害等の影響を及ぼしていないことも確認が出来ました。
	併せて、更新の許可には、継続不可能となった場合に太陽光発電設備を撤去する資力を有していることが必要となりますが、そちらも、撤去費用の見積書と申請者の残高証明書で確認がとれております。
	これらのことから更新して問題ないと判断しております。

会議記録（３）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	続きまして、担当の伊藤委員より現地の状況等の説明をお願いします。
伊 藤 委 員	現況ですが、ソーラーパネルが設置されており、その下で玉ねぎとネギが作付けされております。その他は綺麗に管理されております。周辺の状況は農地が多い中に宅地が点在している地域です。周辺農地への影響は特にないと考えます。
議 長	伊藤委員、ありがとうございました。 議案第１号件号１及び議案第２号件号１について、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	続きまして、議案書７ページ、議案第３号「北本市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」審議を行います。 なお、本件は計画全体を採決するため、借受人ごとに、事務局からの説明、現地の状況の説明、質疑を行い、最後に計画全体で採決を行います。
議 長	件号１について、事務局の説明をお願いします。 （議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	借受人は令和４年度から新規就農し、現在、約3.5haの農地を借り受けています。今回は新規の案件ですが、借入地は借受人の自宅やこれまでの借入農地とも近く、効率的な利用が可能であることから、本申請については問題無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。

会議記録（４）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
新井推進委員	現況は何も作付けされていませんが、綺麗に整地されています。周辺の状況は西中学校に隣接し農地が多い中に宅地が点在している地域です。今後の耕作予定は露地野菜を作付けするということです。周辺農地への影響は隣接地では大規模農業事業者が借り受けているため特にはないと考えます。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。 件号１について、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問等がないようですので、件号１の審議を終わります。
議 長	続きまして、借受人が同一のため、件号２から５について一括で審議を行いますが、農業委員会等に関する法律第３１条に基づき、〇〇委員が利害関係人になることから、退席を求めます。なお、件号５まで審議後に採択を行いますので、採択終了まで退席をお願いいたします。 【〇〇委員 退席】
議 長	事務局の説明をお願いします。 （議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	借受人は認定農業者として、市内を中心に大規模経営されております。借受人は下沼地域でも周辺農地を含め、一体的に耕作していることから、本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
新井推進委員	現況ですが、〇〇、〇〇番は小麦が作付けされています。その他の筆は綺麗に整地されている状況です。今後の耕作予定は引き続き水稻を作付けすることです。周辺農地への影響は付近一帯は荒川河川敷にあり、周辺でも同様に水稻が作付される予定ですので特に影響はないと考えます。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。

会議記録（５）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	件号２から５について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問がないようですので、件号２から５の審議を終え採決を行います。
	１月定例総会への提出分の農用地利用集積等促進計画（案）に賛成の方の挙
	手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
	〇〇委員の復席を求めます。
	【〇〇委員復席】
議 長	続きまして、議案書９ページ、議案第４号「特定農地貸付に関する農地法等
	の特例に関する法律第３条の規定による承認申請について」審議を行います。
	本議案は申請内容に関連がありますので、一括で説明し、件号ごとに質問と採
	決を行います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	この議案では特定農地貸付法による市民農園の開設を承認するか否かについ
	て、審議していただきます。
	農地法では農地の権利移動を制限していますが、特定農地貸付法は農地法の
	特例で、本来ならば農地を耕作できない者が小面積の農地を使い一定の条件の
	下農作物を耕作できる制度です。
	本申請がされた背景としましては、〇〇が運営する生ごみたい肥を活用する
	『生ごみリサイクル市民農園』が市内１０か所にあります。利用者は１５０人を
	超え初心者から利用歴２０年を越えるベテランまで交流しながら野菜作りを楽し
	んでおります。
	また、最近では移住してきた若い方や外国人の利用者も増えてきており「ご
	みの減量に関する活動だけではなく「野菜をつくる・あげる・食べる楽しみ」
	にもなります。農園を利用する皆さんに呼びかけて、フードパントリーにも野
	菜を提供しています。
	そのような活動を行ってきた〇〇ですが、高齢化による事務局の機能低下に
	より、農園の維持が難しくなっており、生ごみリサイクル市民農園を閉園する

会議記録（６）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	ことを決断しました。しかしながら引き続き農園を使いたいという利用者からの声が市役所に多く寄せられ、農地所有者と環境課、農政担当との調整により、農地所有者が開設する市民農園として引き続き残せることになったため本申請が提出されたものです。 貸付までの流れですが、まず市民農園を開設する農家等が農地の適正な利用を確保するための方法、農地の管理方法を定めた「貸付協定」を市と結びます。 次に、開設する農家等が貸付けを行う農地の所在のほか、利用者の募集方法や選考の方法、貸付期間、農地の適切な利用を確保するための方法を定めた「貸付規定」を添えて、農業委員会に市民農園開設の承認を申請します。 提出された申請に基づき農業委員会で審議を行い、承認された後に貸付規定に基づき一般利用者に貸付けできるというものです。 以上が、申請の背景と特定農地貸付法による市民農園開設の概要です。
事 務 局	次に審議方法について説明いたします。 議案書 9 ページをご覧ください。 特定農地貸付は市民農園の利用者への農地の貸付であり次の要件を満たすものをいいます。 1 面積要件… 1 区画が 1, 0 0 0 ㎡未満の貸付であること。 2 利用者数…市民農園の利用者が複数人であること。 3 貸付期間…貸付期間が 5 年を超えないこと。 4 営利目的…利用者が行う農作物の栽培が営利目的でないこと。 また、 農業委員会の承認要件としましては、 1 市民農園の位置が農業者による農地の利用を分断しないこと。 2 利用者の募集、選考の方法が公平かつ適正であり、特定のもののみに利用が集中しないこと。 3 貸付条件等が適正で円滑な運営が行われること。 4 賃借権等の利用権以外の権利を既に有している土地ではないこと。 について、審査し承認を得る必要となります。 以上 8 項目の確認を行い、適正に運営できる見込みが確認できた際に承認するということになります。
事 務 局	今回の申請に当たっては、〇〇が行っていた市民農園の内容を引き続き残すという背景がありますので、農園の運営方法は全農園で同じ方法とされております。そのため、特定農地貸付の要件、承認要件ともに同一となることが多く

会議記録（７）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	なっています。
	農園によって違うものは、承認要件の「１ 農地の利用を分断しないこと」と「④賃借権等の権利を有している土地ではないこと」の２件のみとなります。
	そのため、各農園の概要を説明した後に承認するか否かの項目ごとの説明をさせていただきます。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	特定農地貸付けに該当する為の４つの条件を満たしているか、農業委員会の承認要件の４つ条件を満たしているかについて説明いたします。
	１ 面積要件…１区画が１，０００㎡未満の貸付であること
	特定農地貸付の承認申請書により、全ての農園で１区画は１６．５平方メートルであり、各農園の面積に応じた区画数を設けていますので満たしております。
	２ 利用者数…市民農園の利用者が複数人であること。
	全ての農園の貸付規定第５条のより、農園を利用する者は一般公募で広く募集することが定められており、区画も複数あることから満たしております。
	３ 貸付期間…貸付期間が５年を超えないこと。
	全ての農園の貸付規定第４条により、貸付期間は１年間と定められていることから満たしております。
	４ 営利目的…利用者が行う農作物の栽培が営利目的でないこと。
	全ての農園の貸付規定第４条第２項により、営利を目的として作物を栽培することが禁じられておりますので満たしております。
	よって、特定農地貸付の要件４つを満たしていると考えます。
	次に、農業委員会が承認する為の、４つの要件を満たしているかについて説明申し上げます。
	１ 市民農園の位置が農業者による農地の利用を分断しないこと。
	各議案の説明時に位置図でお示ししたとおり、全ての農園において分断はしていないと考えます。
	２ 利用者の募集、選考の方法が公平かつ適正であり、特定のもののみに利用が集中しないこと。
	全ての農園の貸付規定第６条及び７条により、申込方法、選考方法が定められており、募集期間内で先着順により先行すると定められているため、広く公平に募集と選考が行われるものと考えます。
	３ 貸付条件等が適正で円滑な運営が行われること。
	全ての農園の貸付規定第４条により、貸付条件の、期間、賃料、禁止事項が

会議記録（８）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	定められており、適正な運営が行われるものと考えます。
	４ 賃借権等の利用権以外の権利を既に有している土地ではないこと。
	特定農地貸付の承認申請書に添付された登記簿謄本で確認したところ、権利の設定はありませんでした。
	以上のことから、承認する為の、４つ要件は満たしていると考えます。
	この説明により、市民農園を開設する要件は全ての農園で満たしているものと考えております。
	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	これから質問及び採決を行います。
	件号１について、質問はございますか。
湯 澤 委 員	件号１に限らず全体の話なのですが、貸付期間が１年間となっているが、農園を借りてから１年なのか、年度区切りで１年なのか。
	16.5㎡/区画で区切っているが、利用者は１区画のみしか借りられないのか。一人で複数区画は借りられるのか。
	期間、賃料、禁止事項が定められているが、賃料、禁止事項は全ての件号で同一の内容となるのか。
事 務 局	貸付期間は、募集期間を定めるため、その募集期間後から１年間となる見込みです。
	利用区画数は現在の運営でもすでに複数区画を借りている人がいますので、同様の運営になる見込みです。
	賃料等は全ての農園で同じ内容で定められております。賃料は現在の金額を継続する形で１２００円ありますが、管理上の都合で次年度からは２０００円という賃料で申請が提出されています。
加藤正雄委員	貸付規定は誰が定めているのか。
事 務 局	貸付規定を定めるのは開設者であります。これまでも〇〇の管理で各農園が同様の運営方法を取ってきておりますので、それらを継続するために環境課が主となり開設者と協議を行い貸付規定を作っています。
加藤正雄委員	現在の農園を貸し付ける上で管理運営はどのような行われていたのか。

会議記録（９）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	現状は〇〇の農園担当を担う事務局員が管理を行ってきたと伺っています。
加藤正雄委員	現在、開設者は農園の管理を〇〇に任せているのか。
事 務 局	現状の運営は〇〇で行っているようです。ただし地権者自身で農地を確認し、何かあれば事務局に連絡を取っていたものと推測できます。
加藤正雄委員	利用者は１区画では少なく、複数区画借りたいということが想定できるが、貸付規定にはその旨の明示がされているのか。
事 務 局	貸付規定の中には利用区画の上限は設けられておりません。農地全てを借りることは制度上できないですし、農園の空き状況に応じて弾力的な運営が行われると考えております。
内 田 委 員	貸付要件の中で営利目的でないという記載があるが、実際私が見ている中では小さな小屋を建てて販売をしている所が見られる。事務局からの説明で管理は地主が行うと説明があったが、そのような事例も地主が注意・管理していく必要あるのか気になる。増えてきた市民農園の管理が課題だと考える。 市民農園利用者のトラブルも増えてきていると思う。例えば市民農園の区画がだんだん広がってきて、私が耕作している隣の農地にはみ出してきてしまっている。区画を改めることもできるようにしっかり管理してほしい。 貸し借りの段階でいつ利用者に使用方法の説明がされるのか教えていただきたい。
事 務 局	市民農園は所有者が貸し出すものですので、貸し出す前にはルールを徹底することとなっております。今回の市民農園でも同様に説明を行います。区画については今回新たに見直しを行い区画を設定しますが、隣接する農地には杭が入っていないため、隣の農地の所有者と確認することが必要です。１区画の面積が広がっていかないように新たな区画で使用するよう説明していきます。
内 田 委 員	トラブルが起こった場合は地主宛に連絡をした方がよいのか。
事 務 局	現在、農園設置者は地主となっておりますが運営は〇〇が行っています。４月から管理者が変わることもあり得ますが、市へ連絡をもらえれば対応いたします。

会議記録（１０）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	貸付期間は１年で区切るが契約が満了になった際は双方の申し出がない場合は自動更新となるのか。
新井推進委員	現在は年に１回更新作業を行っているため、その段位で次年度使用するかの意思表示の確認と賃料を取っています。移行後も１年契約という方法で考えております。
事 務 局	他に質問等がないようですので採決を行います。 件号１について、賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。 続きまして、件号２について、質問はございますか。 (質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので採決を行います。 件号２について、賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。 続きまして、件号３について、質問はございますか。 (質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので採決を行います。 件号３について、賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。 続きまして、件号４について、質問はございますか。

会議記録（１１）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので採決を行います。 件号４について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。 続きまして、件号５について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので採決を行います。 件号５について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。 続きまして、件号６について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので採決を行います。 件号６について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。 続きまして、件号７について、質問はございますか。
湯 澤 委 員	〇〇については道路に隣接していない。区画と区画の間に人が通れる通路があれば問題ないが、そうではない場合、他の区画の上を通るのではと想像できるが、トラブルなど問題は生じないということで良いのか。

会議記録（１２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	全ての農園で区画と区画の間に通路が設けられていますので、利用者は通路を 通って自身が借りている農園に行くため問題ないと考えています。
議 長	他に質問等がないようですので採決を行います。 件号 7 について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。 続きまして、件号 8 について、質問はございますか。
新井信洋委員	件号 8 及び 10 に関することで、高尾農園と高尾第 3 農園は道路を挟んで広 い農園でトータル 200 区画近くになる。高尾第 3 農園は狭い畑を抜けて住宅 の裏で作業をすることになると思うが、道路に近いところを希望する利用者や 奥を希望する利用者、それぞれに希望があると思うが、200 区画全員の希望 に応えられるのか。また大きな農園では全部が利用者で埋まることも難しいか と考える。利用者で埋まらず開設者が困った時はどのような対応を取るのか。
事 務 局	現状では全ての区画が埋まっていない状況であり、その場所の管理は〇〇で 管理や周辺の方に協力してもらって運営していると思われます。新しい運営形 態に変わった際は、管理者に農地の管理について説明を行い、適正な状態で農 地を管理をしてもらえるように働きかけたいと考えています。
加藤正雄委員	地番の一部という筆があるが、地権者が区画割をするときにこのように設定 したという解釈で良いのか。
事 務 局	現状がこの形で利用されており、区画を作る関係でこの形での土地利用が良 かったためと思われます。今回の申請でもこれまで同様の形態で農園を使用す るため一部使用での申請となっております。
議 長	他に質問等がないようですので採決を行います。 件号 8 について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)

会議記録（１３）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
	続きまして、件号９について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので採決を行います。
	件号９について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
	続きまして、件号１０について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので採決を行います。
	件号１０について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
	４ 専決事項
議 長	議案書１４ページからは、届出の専決事項になりますので、お目通しをお願いいたします。
	５ その他
議 長	最後に、その他につきまして事務局からお願いします。
	(事務局説明)
議 長	皆様のご協力により、全ての議事が無事終了することができました。ありがとうございました。進行を事務局に戻しますのでよろしく申し上げます。
	６ 閉会

會議記錄 (14)

[illegible]

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。

令和8年 月 日

北本市農業委員会会長

議 事 録 署 名 委 員

議 事 録 署 名 委 員